

令和7年度 住み続けるまちさばえ支援事業（子育て世帯等への住まい支援・空き家リフォーム）

空き家をリフォームする 費用を支援します！

最大90万円

※居住誘導区域内で子育て世帯加算がある場合



対象者	鯖江市内の空き家購入または賃借し、10年以上居住する見込みのある方で、リフォームを行う次のいずれかに該当する方 (1)移住者 ※現に福井県内に住所を有していない方または県内に住所を有して2年を経過しない方 (2)子育て世帯 ※18歳になった日の属する年度の3月31日までの子と同居している世帯 (3)新婚世帯 ※婚姻届を提出し、受理されてから5年を経過しない夫婦からなる世帯 (4)新たに多世帯同居・多世帯近居をする方 ※「近居」とは直系親族の世帯が、<u>同一小学校区内または概ね車で5分圏内</u>で別に居住することをいいます。
対象住宅	ふくい空き家情報バンクに登録されている鯖江市内の一戸建て住宅 ※ただし、新たに多世帯近居をされる方については、住宅の空き家情報バンク登録の有無は問いません。
対象工事	空き家の質を向上させるための工事であり、次のいずれかに該当するもの。 (1)空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事または更新工事 (2)空き家の一部を増築または改築する工事 ※CATV、電話、インターネットの接続配線や障子、ふすまの張替え、畳の表替え等補助対象とならない工事もありますので、詳細については事前にご確認ください。
補助金額 補助件数	居住誘導区域内 上限60万円 …3件 居住誘導区域外 上限30万円 …2件 ※ともに対象工事費の3分の1以内。 ※対象住宅の敷地の位置により補助金額が違います。 ※空き家購入支援と併用が可能です。 ※申込多数の場合は抽選となります。 【子育て世帯加算】 ★子どもが3人以上いる子育て世帯 30万円加算（居住誘導区域内のみ） ★子どもが2人以上いる子育て世帯 15万円加算 ※子育て世帯加算は併用できません。
申込方法	下記の書類を申込先に提出してください。（メール・郵送可） ・申込書および概要書（市役所施設管理課に備えてあるほか、HPからもダウンロードできます。） ・見積書または契約書の写し ・図面（付近見取図、配置図、平面図等） ・写真
募集期間	令和7年5月1日（木）～5月30日（金） 8:30～17:15（土・日・祝日は除く） ※注意点 ・補助金の交付決定前に工事着工はできません。 ・令和8年2月末までに補助対象住宅の引き渡しを受け住民票の異動を完了してください。 ・住宅省エネ2025キャンペーンとの併用はできません。

【お問い合わせ・申込先】 鯖江市役所 施設管理課 営繕グループ

電話 0778-42-5101 メール SC-Shisetsu@city.sabae.lg.jp

空き家
リフォーム支援HP

